

Ⅲ 財務書類4表（普通会計）

これまでも民間企業等で採用されている「発生主義会計」の考え方を取り入れて、それらの情報を明確にしたバランスシート・行政コスト計算書を総務省方式で作成してきましたが、決算の組替えによるため資産評価方法が精密さを欠いていることや、国や民間では整備されている資金収支計算書等が作成されていなかったことから、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、地方公会計改革に向けた取り組みが示されました。その中で、平成20年度決算の連結財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、人口3万人以上の都市は平成21年から公表することになりました。

本市においては、平成23年度決算の連結財務書類4表は平成24年度末までに作成する予定ですので、現段階で作成済みである普通会計の財務書類4表を公表します。

なお、本市では総務省方式改訂モデルで作成しています。

1 財務書類4表とは？

（1）貸借対照表

「地方公共団体がどれほどの資産や債務を有するかについて情報を示すものである」とされており、これまで形成してきた資産とそのために使われた財源を対比したもので、資産と負債といったストック面から財政状況を明らかにするものです。

これにより、行政サービスのために提供されうる資産をどのくらい保有しているか、また、その見返りとして将来世代の負担となる地方債などの債務がどのくらいあるかを知ることができます。

（2）行政コスト計算書

「地方公共団体の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すものである」とされており、人件費や減価償却費など、資産を形成しない行政サービスの提供に使われた費用と収入を対比したもので、どのようなサービスにどれだけのコストがかかり、それを受益者負担でどのくらい賄われているかが明らかになります。

（3）純資産変動計算書

「地方公共団体の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残余が、一会計年度にどのように増減したかを明らかにする」ものであり、純資産の増減のほか、それがどのような財源や要因で増減したかを知ることができます。純増であれば、将来世代に引き継ぐ財産が増えたか、将来世代の負担が減ったことを表し、純減であれば、財産を減らしたか、将来世代の負担が増えたことを表します。

（4）資金収支計算書

「現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支などと区分して表示する」ものであり、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを知ることができます。

2 作成の基準及び方法

(1) 対象範囲[会計]

普通会計

(2) 対象年度と作成基準日

平成23年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

※出納整理期間 4月1日～5月31日における出納については、基準日までに終了したものとする。

(3) 財務書類4表の関係イメージ図



